

平成 28 年 2 月 1 日

平成 28 年 2 月から適用する設計業務委託等技術者単価の
運用（業務委託）に係る特例措置について

「平成 27 年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）については、平成 27 年 2 月から適用した設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）に比して単価が上昇しています。

については、下記のとおり特例措置を講じることとしましたのでお知らせします。

記

1. 措置の内容

新技術者単価の決定に伴い、2 に定める業務の受注者は、土木設計等業務委託契約書第 52 条に基づき、旧技術者単価による契約を新技術者単価による契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができる。

2. 具体的な取扱い

- (1) 契約締結日が平成 28 年 2 月 1 日以降の業務のうち、旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているものであって、かつ、本通知日の翌日から起算して履行期間の末日までの期間が 25 日間以上あるものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

- (2) 本特例措置の運用方法等については、別紙「特例措置の運用について（業務委託）によることとし、対象業務の全ての従事者の賃金引き上げについて確認がされたものについて、本特例措置を適用する。

- (3) 本特例措置の対象となる技術者単価の職種は、「平成 27 年度積算資料の改訂について（通知）」（平成 28 年 1 月 27 日付け高技管第 277 号）に記載のあるものとする。

特例措置の運用について（業務委託）

1 特例措置の運用手順

(1) 業務の受注者に通知（様式 1）

業務の受注者に、特例措置の対象業務であることを発注者から**様式 1**により通知（電子メール及び書面による。）する。

(2) 特例措置についての通知の受領（様式 1）

通知を受けた受注者は、記名押印のうえ、速やかに受領書を発注者に提出（電子メール及び書面による。）する。

(3) 業務委託料の変更協議の請求（様式 2）

ア 受注者は、特例措置に基づく協議を請求する場合は、発注者に請求書及び全ての従事者（使用人等を含む。）の一覧表（**様式 2-1**）を提出する。

なお、従事者に変更があった場合は、随時変更し提出するものとする。

イ 請求期限は、履行期限の末日から起算して 25 日前、又は平成 28 年 3 月 31 日（木）のいずれか早い日までとし、同日までに発注者に必着とする。

(4) 協議開始日の通知（様式 3）

ア 発注者は、受注者の意見を聴いて協議開始日を決定し、(3) の請求書の受理日の翌日から起算して 7 日以内に通知する。

イ 協議開始日は、履行期限の末日から起算して 16 日前までとする。

ウ やむを得ない事情により、協議日を変更する場合は、発注者から受注者に協議開始日の変更について（**様式 3-1**）を通知する。ただし、変更後の協議開始日についても、履行期限の末日から起算して 16 日前までとする。

(5) 協議資料（様式 4）

受注者は、協議開始日に、次の資料を発注者に提出する。

ア 従事者の一覧表（**様式 2-1**）に記載されている全ての従事者の賃金引き上げが確認できる資料

※ 全ての従事者の一覧表には協議開始日の前日までに対象業務に従事した者を全て記載する。

※ 賃金引き上げが確認できる資料とは、全ての従事者の業務着手日の前に支払われた直近の賃金及び履行期間中に支払われた賃金が確認できる資料とする。

(6) 協議結果の通知（様式 5）

受発注者は、協議開始の翌日から起算して 14 日以内に協議を終了し、発注者はその結果を受注者に通知する。

なお、協議開始日から 14 日以内に協議が成立しない場合、発注者は受注者に協議不成立の通知を行い、特例措置に基づく業務委託料の変更は行わないこととする。

(7) 業務委託料の変更

協議が成立した場合のみ、本特例措置に基づく業務委託料の変更を行う。

なお、変更額の協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

様式 1

第 号
平成 年 月 日

受注者 様

高知県知事 尾崎正直

平成 28 年 2 月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る
特例措置に基づく業務委託料の変更協議について（通知）

平成 年 月 日に契約を締結した下記の業務については、土木設計等業務委託契約書第 52 条に基づき、「平成 28 年 2 月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について」（平成 28 年 2 月 1 日付け 27 高技管第 279 号）による業務委託料の変更をするための協議を請求することができます。

本特例措置による協議を請求する場合は、履行期間の末日から起算して 25 日前、又は平成 28 年 3 月 31 日（木）のいずれか早い日までに別紙様式 2 を提出してください。

なお、本特例措置に基づく協議には、当該業務の従事者の一覧表（様式 2-1）及び全ての従事者の賃金引き上げが確認できる資料の提出が必要となります。詳細については、技術管理課ホームページを確認してください。

記

- | | |
|------------------------|--|
| 1 業 務 番 号 | 〇〇〇〇第〇〇号 |
| 2 委 託 業 務 名 | 〇〇〇〇業務 |
| 3 受領書の提出 | 本通知を受領した場合は、以下の受領書に必要事項を記載のうえ
本様式を電子メール（〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇）（押印無でも可）
で送信するとともに、郵送等により書面（押印入）を提出してく
ださい。 |
| 4 特例措置の詳細
（ 様 式 等 ） | 高知県土木部技術管理課ホームページ
http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/ |
| 5 問い合わせ先 | 〇〇土木事務所 担当：〇〇（TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇） |

受 領 書

上記、通知について、受領しました。

平成 年 月 日

住所
会社名
代表者名

様式 2

平成 年 月 日

高知県知事 尾崎正直 様

会社名

代表者名

平成 28 年 2 月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る
特例措置に基づく業務委託料の変更協議について（請求）

下記の業務については、全ての従事者の賃金引き上げを行いますので、「平成 28 年 2 月か
ら適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について」（平成 28 年 2 月 1 日
付け 27 高技管第 279 号）による業務委託料の変更協議について請求します。

記

- 1 業 務 番 号 ○○○○第○○号
- 2 委 託 業 務 名 ○○○○業務
- 3 添 付 資 料 従事者の一覧表（様式 2-1）

様式 2-1

平成 年 月 日

高知県知事 尾崎正直 様

会社名

代表者名

従事者の一覧表

下記の業務における従事者の一覧を提出します。

記

1 業 務 番 号 ○○○○第○○号

2 委 託 業 務 名 ○○○○業務

従事者一覧

	事業主	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

様式 3

第 号
平成 年 月 日

会社名

代表者名

高知県知事 尾崎正直

平成 28 年 2 月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る
特例措置に基づく協議の開始日について（通知）

平成 年 月 日付け請求のあったこのことについて、協議開始日を下記のとおり
定めたので通知します。

記

- 1 業 務 番 号 ○○○○第○○号
- 2 委 託 業 務 名 ○○○○業務
- 3 協 議 開 始 日 平成 年 月 日
- 4 提 出 資 料 協議開始日に様式 4、様式 2-1（従事者の一覧表）及び全ての従事者の賃金引き上げが確認できる資料を提出してください。
- 5 留 意 事 項 従事者の一覧表（様式 2-1）には、協議開始日の前日までに当該業務に従事した者を全て記載する。
協議開始日から 14 日以内に協議が成立しない場合は、受注者に協議不成立の通知を行い、本特例措置に基づく業務委託料の変更は行わないこととする。

様式 3 - 1

第 号
平成 年 月 日

会社名

代表者名

高知県知事 尾崎正直 印

平成 28 年 2 月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る
特例措置に基づく協議の開始日の変更について（通知）

平成 年 月 日付け請求のあったこのことについて、協議開始日を変更したので
通知します。

記

1 業 務 番 号 ○○○○第○○号

2 委 託 業 務 名 ○○○○業務

3 協議開始日（変更前） 平成 年 月 日（平成 年 月 日）

様式 4

平成 年 月 日

高知県知事 尾崎正直 様

会社名

代表者名

平成 28 年 2 月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る
特例措置に基づく協議資料について

平成 年 月 日付け請求のあったこのことについて、特例措置に基づく業務委託
料の変更協議に係る資料を提出します。

なお、この資料の記載事項は事実と相違ありません。

記

従事者の一覧表（様式 2-1）及び全ての従事者の賃金引き上げが確認できる資料

様式 5

第 号
平成 年 月 日

会社名

代表者名

高知県知事 尾崎正直

平成 28 年 2 月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る
特例措置に基づく協議結果について（通知）

平成 年 月 日付け請求のあったこのことについて、特例措置に基づく業務委託
料の変更をするための協議結果について下記のとおり通知します。

記

1 業 務 番 号 ○○○○第○○号

2 委 託 業 務 名 ○○○○業務

3 協 議 結 果 協議成立 ・ 協議不成立

4 協議不成立理由

例：賃金引き上げの確認ができなかったため。

【参考】 特例措置の適用に係る手順例

